破るな公明選挙の都市宣言

県議会議員の選挙は４月１７日

政治意識を高めよう

―正しい選挙の第一歩―

全国でさきがけて公明選挙都市宣言を行なった松山市では宣言後の初の選挙を知事戦で飾り、かなりの効果があったといわれていた。しかし、過日、某候補の幹事長が選挙違反に問われたと報道されていた。

その事例が、松山市以外のことであるかも知れないが、いくら表にでなくっても、火のないところの煙のたとえ、やはり裏面にかくされているものが多いだろう。

やがてくる県議選や市議選に、有権者のみんなが、充分心をくばり、宣言の名に恥じぬ選挙を行なってもらいたいものだ。

きれいな選挙がさけばれてから、はや十一年目を迎えた公明選挙運動も、国民の政治への関心と、選挙に対する認識の向上により、すこしずつではあるが前進をつづけている。

しかし、その反面、選挙違反がまだまだ多いのも見逃がせない事実である。

とくに住民にとっていちばん身近い地方選挙は、いちばん不公明になりやすい選挙であって、選挙の腐敗したのも、この地方選挙がはじまりであるといわれ、選挙のたびごと、次第に多くの金が流されるというかげの声もきかれている。

ことしは、統一地方選挙の年。南国市では、四月の県議選、十一月の市議選と二つの選挙が行なわれる。ことしの地方選挙も従来の例にもれず、事前運動がいろいろの手段を用いて行なわれ、次第に激しくなってくるだろうといわれている。

選挙のたびごと、機会あるたびにやかましくさけばれている公明選挙が、なぜ守られないのか……。

私したち南国市の有権者一人一人が、お互に反省し、公明選挙の都市宣言に恥じぬよう。きれいな、しかも一つの違反もおこらない公明選挙を推進し、明るい県政正しい市政を打ちたてたいものだ。

ところで、四月の県議会議員の選挙投票日は、四月十七日（水曜日）で、名簿調製期日は、四月三日と内定している。

投票するために

―補充選挙人名簿―

昨年九月十五日に調製された基本選挙人名簿に登載されていて、現在南国市に居住している者。

また、四月三日現在で調製される補充選挙人名簿に登載される、満二十才（昭和十八年四月四日生）までの者と、二十才以上で、基本選挙人名簿に登載されてなく、かつ、三カ月以上市内に住所を有する者は、県議会議員の選挙に対して投票権がある。

補充選挙人名簿に登載されるためには、資格を有する者からの申請がないと登載されないことになっており

県議選の場合

申請をしなかった場合には、せっかくの投票権も遂行することができなくなるから、必ず申請をすることである。

申請期日は、四月四日から七日までで、これが従覧ならびに異議の申立期日は、四月十一日から十三日までとなっており、四月十五日に確定される。

公明選挙者カード

民主政治の健全な発展は選挙が公明に、また適正に行なわれるか、どうかで決まります。しかし、最近の選挙では買収、供応など悪質な違反行為がふえ、その腐敗ぶりは見るに堪えません。このため南国市は、さきの市議会で〝公明選挙都市〟を宣言し、違反を追放してより住みよい地域社会をつくることになりました。

このさい全市民が一つになって、〝きれいな選挙〟を行なおうではありませんか。

賛成してくださるかたがたの氏名を別紙のカードにとどめ、公明選挙推進協議会に保存したいと思います。名簿は関係青年団などが取りまとめますから、ご協力をお願いします。

信念のある投票を

正しい選挙を行うためにはつね日頃から、ラジオ、新聞、社会学級などで、各政党の政策をよくわきまえて政治に対する見識を深め、政治信念を持つことが大切である。

政治信念を持たず、信念のない誤った投票を行なえば必ず政治にその誤りや、ゆがみができる結果となり、有権者にはねかえってくる。そのためにも立会演説会や政見発表会などはよくきき候補者の政見や人物を知ることも、信念のある投票へ結びつく一つの方法である。とくに地方選挙では政党よりも、むしろ候補者の日常のひとがらや、政治見識をよりよく知ることが必要である。投票だけが有権者の責任でなく、つねに政治えの関心を持ち、政治信念を強めることが選挙民に課せられた任務である。

政治信念を固くみんなが持てば、義理や人情に惑されないばかりか、候補者から金をまきあげ、あるいはただ酒をのみ、買収、きょう応の限りをつくして、暗躍する選挙ブローカーも追放でき、候補者も選挙民もみんなが手をつないだ、正しい選挙、あかるい政治が築かれる最大の武器といえる。

棄権は危険だ

どの選挙においても百％の投票はなかなかのぞめないにしても、投票率のよしあしは、選挙人の心掛け一つで決まる。

〝誰れが出ても同じ〟だとか、あなたまかせなど〟と大あぐらをかいていたのでは主権在民の意決が、泣けてくることだろう。棄権とともに恥じなければならないのに、白紙（いたずら書きも同じ）投票がある。せっかくかちとった国民の権利を行使しながら、正しく行使しないのは、棄権と大差のない恥ずべき行為である。

棄権と白紙投票は、危険に通ずることを考え反省してもらいたいものだ。

投票の心得

▼投票の時間は、原則として午前七時から午後六時までである。しかし第34区投票所（天行寺）第38区投票所（中谷）第39区投票所（県灘）の三つの投票所は、繰上げ投票が行なわれ、午前七時から午後四時までである。

▼投票用紙には一名の候補者の氏名を書き、それ以外のことを書かないこと、用紙を汚損したときは、投票管理者に申し出て、新らしい用紙と取り替えることができる。

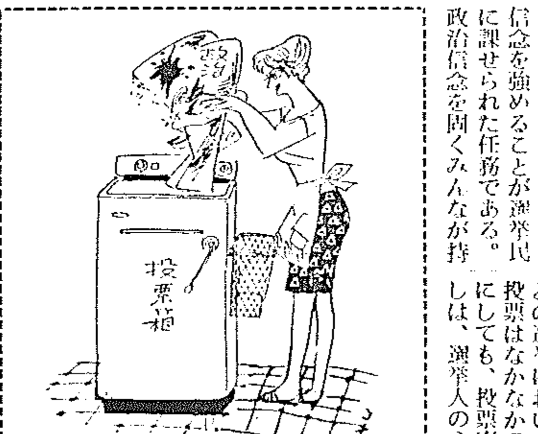

一票でママは政治のお洗濯　小島　功

代理投票

投票は自分で候補者の氏名を書くものであるが、身体の故障とか、目が見えないなどで、字の書けない人のため例外として代理投票の制度がある。

この制度はそれらの人のために本人にかわって、本人の支持する候補者の氏名を投票用紙に書き、本人に投票させる制度で、少しでも棄権をなくし、みんなが権利を行使することができるようにしたものである。

不在者投票

入院中（県が指定し病院長が選挙管理者となっている病院）とか、業務または用務のため旅行する場合など選挙当日、投票所に行くことのできない人のため、選挙期日の公示または告示の日から投票日の前日（午後五時）まで行なわれる。

年金ポスト

国民年金の資格取得届を早やく

国民年金はあなたの生活を保障する恩給制度で、日本人であって、厚生年金その他の社会年金制度に加入していない明治四十四年四月一日以後出生した二十才以上の者は法の定めるところにより国民年金に加入しなければならない。

保険料（月額）は

三十五才未満＝百円

三十五才以上＝百五十円

で、本人の支払う保険料の二分一（五十円と七十五円）を国が義務負担をしている。

この年金に加入していないと、老令年金はもとより、もし、事故があった場合でも母子、障害、準母子、遺児、寡婦年金など、いずれの年金も支給されず、将来自分自身が大変不利益となる。

なお、国民年金は強制加入であり、保険料を納めることのできない方は、保険料を免除され、しかも年金の保障はされる。だがいずれにしろ届出が必要である。

二十才以上で、まだ届出をしていない、新らしく二十才になった、転入してまだ届出をしていない方は、いますぐ市民課国民年金係へ届出るとよい。

保険料の納付は前納が有利

保険料の納付は、毎月、または、三カ月に一回の検認日までに、年金手帳に印紙を貼り検認を受けなければならないが、毎月、または三カ月に一回納付することは、つい忘れ勝ちとなり滞納になる場合が多い。

前納により、一度に保険料を納めておけば、その期間中はなんの手数もかからず忘れることもなく、事務的にも簡素化され、かつ一カ年以上を前納すれば、普通預金よりも有利な割引きとなる。

そこで、なるべく本年度の保険料については四月分から一カ年以上の前納をすすめている。

とくに毎月、現金収入の少くない農家は、木炭や園芸物の出荷代金、米の収納代金など、一時に金の入った場合に前納するのも一つの方法である。

割引きは、一カ年の場合は

百円の保険料で三十円、

百五十円のものは四十円となり、長い期間を前納する程割引き額は多くなる。

前納と、普通預金から三カ月に一回納付した場合との一カ年の利子を比較してみるとおうむねつぎのとおりになる。

預金利子を日歩七厘として、年額保険料千二百円（月額百円）の場合は、年十六円三十銭の利子となり、一カ年前納の割引額三十円とくらべて、十三円六十二銭有利となる。

また、月額百五十円の年額保険料は、千八百円、年利百二十四円五十七銭となり、一カ年前納別割引き額四十円とくらべ、十五円十四銭のとくとなる。

なお、二十才の人が、全期間（四十年分）を前納した場合は

通常納付額、　六万三千円

前納保険料　二万三千五百四十円

割引き額、　三万九千四百六十円。

となり非常に有利となる。

本年度の保険料の免除申請を忘れずに

保険料を納めることの困難な方が、免除の申請をしないで保険料を滞納すると、年金保障を受ける権利がなく大変不利になるので、免除の申請をすることである。

免除の承認期間は、一カ年であるから、いままで免除されていた方も、三月で免除期間が切れることとなっている。そこで引き続き免除を受けたい方は、改めていますぐ免除申請をしなければならない。

免除申請、その他不明の点は、地区農協、地区婦人部または市民課国民年金係へ問合わせるとよい。

産業

やはり現金収入源

……コウゾ、ミツマタ……

市内の製紙原料コウゾ、ミツマタの生産は、最近めっきり少なくなった。

しかし山間の現金収入源であるから冬場の採取シーズンになるとそれなりの活気を見せる。

皮はぎ作業が行なわれる久礼田地区では、アルバイトのこどもや老婆たちの声がにぎやかだ。＝写真はコーゾの皮はぎ

薬剤も散布

水稲害虫駆除

水稲の害虫駆除は二月上旬一斉草焼きを実施したことにより終わるかに見えたが、その後関係機関で協議の結果、従来どおり薬剤も散布することに決まった。時期は四月の上、中旬で薬剤は約種類の中から選定することになっている。

アゼのコンクリート化進む

農閑期になると市内一円では、アゼのコンクリート化が行なわれる。

数年前から日章をトップに大篠、三和などの南部で盛んになったこの工事は北部にも普及した。

しかし、まだまだ未改修の田んぼが多い。

アゼの面積を少なくして収量をふやし、アゼをつくる労力をはぶくこの作業は、当分〝歳事記〟的な行事として続くわけ。＝写真はアゼのコンクリート化作業

農地の申請は毎月末までに

市農委の農地部会では、農地法第三条、同四条、同五条、同二十条にかかるそれぞれの申請は、毎月末で受付けを締切り、翌月十日までに部会を開らき、その結果をすぐ県農地開拓課におくることにしたので、申請期日を注意すべきである。

また、各申請については、申請人双方が農委の事務局に直接申請することに決め、仲介人などの代理申請は、今後いっさい認めない方針をたてた。

ブルトーザー施工
吉　本　鉄　工　所
南国市日章立田
ETL（日章）26

お見合に
御婚礼に
山　崎　写　真　館
南国市後免中町
電話　南国 354

鉄　工、溶　接
鉄骨建築、門戸
藤　本　製　作　所
（ロケット）
日章田村 電話 日章73
有線 119—15